

「改訂8版 新しい建設業経営事項審査申請の手引」

追補

建設業経営事項審査基準が平成24年5月に改正され、平成24年7月1日から施行されました。

今回の改正内容は以下の通りです。

● 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

建設業法第27条の23に基づく経営事項審査において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準の見直し。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査する。（規則及び告示第1の4の1）
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点）。（告示付録第2）

● 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価

経営事項審査において、本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とする。

- ・外国子会社の完成工事高
- ・親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

「改訂8版 新しい建設業経営事項審査申請の手引」につきまして、今回の改正内容の読替ができるよう、追補を作成いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

頁	行数・表番号等	現 行	改 定 後
20頁	別表②)最下段に追加		22 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合
44頁～47頁	別紙三、記載要領	(p.44～p.47)を別添 p.44～p.47に差し替えて下さい。	
96頁	上から7行目	② 健康保険及び厚生年金保険加入の有無 → 加入している	②-1 健康保険加入の有無 → 加入している ②-2 厚生年金保険加入の有無 → 加入している
103頁	上から6行目 上から9行目	算定式： $Y_1 \times 15 - Y_2 \times 30$ Y_2 は次頁の〔参考〕①①及び②の項目のうち加入していないものの数	算定式： $Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40$ Y_2 は次頁の〔参考〕①①、②-1、②-2の項目のうち加入していないものの数
105頁	上から11行目 上から7～10行目	$W_1 = 3$ 項目 $\times 15 - 0$ 項目 $\times 30 = 45$ 点……③ ②健康保険及び厚生年金保険加入の有無 従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについては健康保険組合(健康保険にあっては健康保険組合を含む。)に対する届け出を行っていない場合に減点評価される項目です。	$W_1 = 3$ 項目 $\times 15 - 0$ 項目 $\times 40 = 45$ 点……③ ②-1健康保険加入の有無 従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについては健康保険組合(健康保険組合を含む。)に対する届け出を行っていない場合に減点評価される項目です。 ②-2厚生年金保険加入の有無 従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについては日本年金機構に対する届け出を行っていない場合に減点評価される項目です。
116頁	上から4～5行目 上から9行目 上から11行目	健康保険及び厚生年金保険加入の有無 (W_{12})、 労働福祉状況 (W_1) = $Y_1 \times 15 - Y_2 \times 30$ Y_2 は W_{11} 及び W_{12} のうち加入していないとされたものの数	健康保険加入の有無 (W_{12-1})、厚生年金保険加入の有無 (W_{12-2})、 労働福祉状況 (W_1) = $Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40$ Y_2 は W_{11} 、 W_{12-1} 、 W_{12-2} のうち加入していないとされたものの数

頁	行数・表番号等	現 行	改 定 後
127頁	上から14行目 様式第二十五号の十二の続き右段、上から3行目	(W ₁₂) 健康保険及び厚生年金保険の未加入 健康保険及び厚生年金保険加入の有無 有	(W ₁₂₋₁) 健康保険の未加入 (W ₁₂₋₂) 厚生年金保険の未加入 健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無 有 有
156頁	上から5行目	最終改正 平成22年10月15日国土交通省告示第1175号	最終改正 平成24年5月1日国土交通省告示第523号
158頁	上から7行目 上から8行目 上から8行目～9行目	及び厚生年金保険 第10条ノ2 及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条に規定する届出	削除 第24条 削除
	上から9行目の下に追加		(三) 審査基準日における厚生年金保険加入の有無(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条に規定する届出を行っているか否かをいう。)
	上から10行目	(三)	(四)
	上から11行目～12行目	同法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済機構との間で	削除
	上から14行目	(四)	(五)
	下から12行目	(五)	(六)
161頁	上から9行目～10行目	別表第七	別表第八
	上から12行目	別表第八	別表第九
	上から15行目	(1)	(一)

頁	行数・表番号等	現 行	改 定 後
162頁	上から17行目～18行目	別表第九	別表第十
	上から19行目	(2)	(二)
	下から18行目～17行目、17行目～16行目	別表第十	別表第十一
	下から15行目	別表第十一	別表第十二
	上から1行目	外国	協定適用国等
	上から2行目～3行目	外国に	協定適用国等に
	下から17行目	外国に	協定適用国等に
	下から15行目(2箇所)	(1)	(一)
	下から12行目(2箇所)	(2)	(二)
	下から3行目	(一)及び(二)、 3並びに4	(一)から(三)まで、 3及び4
163頁	上から1行目	外国に	協定適用国等に
	上から7行目	(昭和38年大蔵省令第59号)	削除
	上から8行目	この号において	削除
	上から9行目	子会社をいう。	子会社をいう。以下同じ。
	下から14行目	又は平均技術職員数	削除
	下から12行目～10行目	(一) 財務諸表等の〔中略〕企業集団であること。	(一) 親会社とその子会社からなる企業集団であること。

頁	行数・表番号等	現 行	改 定 後
	下から3行目の下に追加		七 我が国に主たる営業所を有する建設業者であつて、国土交通大臣が次に掲げる要件のいずれにも適合するものとして認定した子会社を外国に有するものについては、国土交通大臣が当該子会社について認定した数値を当該建設業者の種類別年間平均完成工事高に加えた数値をもって第一の1に掲げる項目の数値として審査し、かつ、国土交通大臣が当該建設業者及び当該子会社について認定した数値をもって同号の2及び同号の3に掲げる項目の数値として審査するものとする。 (一) 経営事項審査を受けていない者であること。 (二) 主たる事業として建設業を営む者であること。
173頁	下から1行目の下に追加		附 則 (平成24年5月1日国土交通省告示第523号) この告示は、平成24年7月1日から施行する。
	下から4行目	$Y_2 \times 30$	$Y_2 \times 40$
	下から3行目	(3)から(5)まで	(四)から(六)まで
	下から1行目	(1)及び(2)	(一)から(三)まで
174頁	上から5行目	改正 平成22年10月15日国総建第162号	最終改正 平成24年5月1日国土建第53号
185頁	上から10行目	及び厚生年金保険	削除
	上から10行目～11行目	及び厚生年金保険法(昭和29年法律第105号)	削除
	上から14行目	及び厚生年金保険	削除
	上から15行目	社会保険事務所長(健康保険にあっては各健康保険組合を含む。)	日本年金機構又は各健康保険組合

頁	行数・表番号等	現 行	改 定 後
	上から19行目の下に追加		<p>ハ 厚生年金保険は、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者になったことについて、日本年金機構に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。</p> <p>なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業主である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。</p>
186頁	下から18行目	ハ	ニ
	下から14行目	ニ	ホ
187頁	上から7行目	ホ	へ
	下から16行目	第5条第2項及び〔中略〕並びに	<p>第3条に規定する公認会計士となる資格を有する者（同法第17条の規定に基づき公認会計士となるための登録を受けていることを要しない。）、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の公認会計士法第5条第2項に規定する会計士補（同法第17条の規定に基づき会計士補となるための登録を受けていることを要しない。）及び</p>

頁	行数・表番号等	現 行	改 定 後
	下から13行目～12行目	第13条	第18条
274頁	最終頁の後に新規追加		ページの最後に新規追加として、別添①～⑧を加えて下さい。

(4) その他の審査項目（社会性等）【20004帳票】

別紙三

労働福祉の状況										
雇用保険加入の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>1</td></tr> </table> (1.有、2.無、3.適用除外)	項番	3	4	1					
項番	3									
4	1									
健康保険加入の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>2</td></tr> </table> (1.有、2.無、3.適用除外)	項番	3	4	2					
項番	3									
4	2									
厚生年金保険加入の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>3</td></tr> </table> (1.有、2.無、3.適用除外)	項番	3	4	3					
項番	3									
4	3									
建設業退職金共済制度加入の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>4</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	4	4					
項番	3									
4	4									
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	4	5					
項番	3									
4	5									
法定外労働災害補償制度加入の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>6</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	4	6					
項番	3									
4	6									
建設業の営業継続の状況										
営業年数	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>4</td><td>7</td><td>1</td><td>5</td></tr> </table> (年)	項番	3	5	6	4	7	1	5	
項番	3	5	6							
4	7	1	5							
初めて許可(登録)を受けた年月日 取得 20 年 5 月 10 日	休業等期間 1 年 4 か月	備考(組織変更等) 昭和31年6月2日 有限会社→株式会社								
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>8</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	4	8	民事再生法又は更生手続開始決定日 平成 年 月 日				
項番	3									
4	8									
更生計画又は更生計画認可日 平成 年 月 日										
更生手続又は更生手続継続決定日 平成 年 月 日										
防災活動への貢献の状況		法令遵守の状況について 審査対象年※に営業停止・休業処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合に「2」を記入 ※審査基準日が平成23年3月31日であれば、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間								
防災協定の締結の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>9</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	4	9					
項番	3									
4	9									
法令遵守の状況										
営業停止処分の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>10</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	5	10					
項番	3									
5	10									
指示処分の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>11</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	5	11					
項番	3									
5	11									
建設業の経理の状況										
監査の受審状況	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>12</td></tr> </table> [1.会計監査人の設置、2.会計参りの設置、3.経理処理の適正を確保した旨の書類の提出、4.無]	項番	3	5	12					
項番	3									
5	12									
公認会計士等の数	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>13</td></tr> </table> (人)	項番	3	5	13	右詰めで記入し、空位のカラムは空白とすること。				
項番	3									
5	13									
二級登録経理試験合格者の数	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>14</td></tr> </table> (人)	項番	3	5	14					
項番	3									
5	14									
研究開発の状況										
研究開発費(2期平均)	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>5</td><td>15</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> (千円)	項番	3	5	6	5	15	0	0	
項番	3	5	6							
5	15	0	0							
「監査の実施状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入 それ以外の場合は、「0」を記入		審査対象事業年度 (千円)								
		前事業年度 (千円)								
建設機械の保有状況										
建設機械の所有及びリース台数	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td><td>5</td></tr> <tr><td>5</td><td>16</td><td>0</td></tr> </table> (台)	項番	3	5	5	16	0	右詰めで記入し、空位のカラムは空白とすること。		
項番	3	5								
5	16	0								
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況										
ISO9001の登録の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>17</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	5	17					
項番	3									
5	17									
ISO14001の登録の有無	<table border="1"> <tr><td>項番</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>18</td></tr> </table> (1.有、2.無)	項番	3	5	18					
項番	3									
5	18									

休業期間・廃業期間・期限切れ期間等を記入すること。

営業譲渡・合併・組織変更等を具体的に記入すること。

右詰めで記入し、空位のカラムは空白とすること。

右表内の「初めての許可(登録)」を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間を除く。)を記入すること。(年未満の端数は切り捨て)

以下の区分により記入(審査基準日時点)
 「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加算)
 「2」…会計参りの設置を行っている場合(会計参り報告書が作成されている場合に加算)
 「3」…下記の者のいずれかが経理処理の適正を確保した旨の書類(経営通知に規定、国交省HPに掲載)に自らの署名を付したものを提出している場合
 ・ 公認会計士、会計士兼、税理士、これらとなる資格を有する者
 ・ 1級登録経理試験の合格者
 「4」…上記以外

記載要領

- 1 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□12のように右詰めで記入すること。
- 2 41「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 42「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 43「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 44「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 45「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

- (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 [4][6]「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 [4][7]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 [4][8]「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 [4][9]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 [5][0]「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 [5][1]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 [5][2]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 [5][3]「公認会計士等の数」及び[5][4]「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資

格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。

- 15 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。
- 17 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 18 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

○国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する 建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて

〔平成24年5月1日〕
〔国土建第55号〕

国土交通省土地・建設産業局建設業課長から 各地方整備局等建設業担当部長あて
各都道府県建設業主管部局長

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年5月1日国土交通省令第52号）が制定されるとともに、平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

告示附則七の規定により、国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査（以下「外国子会社経審」という。）については、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年1月31日付け国総建発第269号）」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは、平成24年7月1日から適用する。

記

1. 外国子会社の認定について

- (1) 外国子会社経審の申請者（以下単に「申請者」という。）は、我が国に主たる営業所を有する建設業者でなければならない。
- (2) 認定の対象となる子会社は、外国に主たる営業所を有するものであって、かつ、申請者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社であるもの（以下「外国子会社」という。）とする。なお、関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。）は、これに含まない。
- (3) 認定の対象となる外国子会社は、経営事項審査を受けていない者でなければならない。
- (4) 認定の対象となる外国子会社は、主たる事業として建設業を営む者でなければならない。
- (5) 申請者は、その全ての外国子会社について認定の申請を行う必要はない。

2. 数値の認定について

(1) 審査基準日

審査基準日は、外国子会社経審を申請する日の直前の申請者の事業年度終了の日とする。

ただし、合併、営業譲渡又は分割に伴う取扱い等により、事業年度終了の日以外を審査基準日として経営事項審査を行う場合は、当該取扱いに併せて外国子会社経審を行うことができる。

(2) 認定基準

次表により算定された数値を認定する。

経営事項審査の項目		各項目の数値の算定方法
X ₁	建設工事の種類別年間平均完成工事高	認定を受けた外国子会社（以下「認定外国子会社」という。）の建設工事の種類別完成工事高を合算し、算定する。 ただし、申請者と認定外国子会社の間における取引及び認定外国子会社相互間における取引による完成工事高については、額の算定に含めない。
X ₂	自己資本の額	申請者及び認定外国子会社の自己資本の額を合算し、算定する。 ただし、申請者の認定外国子会社に対する投資とこれに対応する認定外国子会社の資本及び認定外国子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。 相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
	利払前税引前償却前利益の額	申請者及び認定外国子会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。 ただし、申請者と認定外国子会社との間で発生した損益及び認定外国子会社相互間で発生した損益については、相殺消去しなければならない。 相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

3. 認定の申請手続き

(1) 外国子会社並びに申請者及び外国子会社についての数値の認定（以下単に「認定」という。）の申請は、下記の書類を提出してしなければならない。

① 別紙1の外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定申請書

② 認定外国子会社に関する次に掲げるもの

ア 別紙2の外国工事経歴書

イ 外国工事経歴書に記載された工事に係る工事契約書の写し

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 外国において設立されたものであることを証する書類（法人登記簿に相当するもの等）

オ 子会社としての要件を満たすことが確認できる書類（議決権所有割合が記載された書類等）

③ 2の(2)の自己資本の額及び利払前税引前償却前利益の額について、公認会計士又は税理士により、その内容が適正である旨が証明されたもの

(2) 認定の手続きは、国土交通省土地・建設産業局建設業課において行う。

(3) 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して、別紙3の例により「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（以下単に「認定書」という。）」を交付する。

4. 許可行政庁に対する総合評定値請求等について

- (1) 認定書を有する建設業者は、経営事項審査を受けようとするときは、許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事に対して、経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書に当該認定書を添えて申請する。
- (2) 建設工種の種類別完成工事高については、認定書の数値を、申請者の種類別完成工事高に加えた数値をもって審査を行う。なお、申請に当たっては、認定書の数値と申請者の種類別完成工事高を合算した金額を、申請書に記載すること。
- (3) 自己資本の額及び利払前税引前償却前利益については、認定書の数値をもって審査を行う。
- (4) 国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事は、外国子会社経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「外国子会社経審」と明記する。

④

別紙 1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定申請書

所在

商号

印

代表者

平成20年国土交通省告示第85号附則第七の規定に基づき、外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定を申請します。

記

1. 建設業者及び外国子会社

① 建設業者

商号	所在	許可番号	許可を受けている建設業の種類
A社	東京都千代田区・・・	00-000000	土、管、機、・・・

② 外国子会社

商号	所在	議決権の所有割合
B社	・・・, Bangkok ・・・, Thailand	70%
C社	・・・, Makati ・・・, Philippines	40% (議決権の所有割合は50%未満であるが、実質的に支配しているため子会社としている。)
D社		

2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値

① 外国子会社の工事種類別完成工事高

	審査対象事業年度	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度
土木一式工事	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円
プレストレストコンクリート工事			
管工事			
・・・			
その他工事			
合計額			

② 建設業者及び外国子会社の自己資本の額

〇〇〇千円

③ 建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益

〇〇〇千円

以上

記載要領（別紙 1 関係）

- 1 「議決権の所有割合」の欄は、議決権の所有割合が50%未満の場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社に該当する理由を併せて記載すること。
- 2 「2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値」における外国子会社の数値は、建設業者と外国子会社の決算日が異なる場合、外国子会社の会計期間に基づく数値をもって申請できるものとする。なお、外国子会社の数値は、原則として、外国子会社の会計期間に基づく期中平均相場の数値を用いて日本円に換算すること。
- 3 「外国子会社の工事種類別完成工事高」の表は、経営事項審査を受ける業種について記載すること。また、外国子会社の完成工事高を合算して記載すること。
- 4 「前々審査対象事業年度」の欄は、経営事項審査の計算基準の区分（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の11別紙一に記載された計算基準の区分をいう。）において「2年平均」を採用する場合には、記載を省略することができる。

記載要領（別紙２関係）

- 1 この表は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工種の種類ごとに作成すること。また、事業年度ごとに作成すること。
- 2 この表には、申請をする日の属する事業年度の前事業年度に完成工事高として計上した建設工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「発注者」の欄には当該下請工事の直接の発注者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 4 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 5 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 6 「完成工事高」の欄は、原則として、外国子会社の会計期間に基づく期中平均相場の数値を用いて日本円に換算した額を記載すること。共同企業体（JV）として行った工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、審査基準日における工事契約金額を括弧書で付記すること。
- 7 「完成工事高」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について外国工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する完成工事高を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 8 「小計」の欄は、ページごとの工事の件数の合計、完成工事高の合計及び7により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について完成工事高を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 9 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての工事の件数の合計、完成工事高の合計及び7により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について完成工事高を区分して記載した額の合計を記載すること。

⑧

別紙 3

平成〇〇年〇〇月〇〇日

商号

代表者

様

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則第七の規定に基づき、外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値を、下記のとおり認定する。

記

1. 外国子会社

商号	所在
B社, Bangkok, Thailand
C社, Makati, Philippines

2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値

① 外国子会社の工事種類別完成工事高

	審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度
土木一式工事	〇〇〇千円	〇〇〇千円	〇〇〇千円
プレストレストコンクリート工事			
管工事			
.....			
その他工事			
合計額			

② 建設業者及び外国子会社の自己資本の額 〇〇〇千円

③ 建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益 〇〇〇千円

以上